

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第9号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年大和市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成26年内閣府・総務省令第7号」の次に「。第38条において「別表第二の主務省令」という。」を加える。

第9条第4号の2中カを削り、キをカとし、クをキとし、同号ケ中「若しくは」を「又は」に改め、同号中ケをクとし、コをケとし、同号に次のように加える。

コ 調整児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者(子ども・子育て支援法第30条の5第3項の施設等利用給付認定保護者又は同法第59条第4号に掲げる事業(小学校就学前子ども(同法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。))を対象とした多様な集団活動事業に係る施設の利用に要する費用の助成を行うものに限る。以下同じ。)の対象となる小学校就学前子どもの保護者に限る。)に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第9条第4号の3中キを削り、クをキとし、同号ケ中「若しくは」を「又は」に、「第4号の2ク(ア)」を「第4号の2キ(ア)」に改め、同号中ケをクとし、コをケとし、サをコとし、同条第8号ア中「(当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。))を除く。))」を削り、同号ウからカまでの規定中「(当該措置児童の扶養義務者を除く。))」を削り、同号キを削り、同号ク中「(当該措置児童の扶養義務者を除く。))」を削り、同号クを同号キとし、同号ケ中「第4号の2ク(ア)」を「第4号の2キ(ア)」に改め、同号中ケをクとし、コをケとし、サをコとし、同号に次のように加える。

サ 第4号の2コに定める情報(ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは「措置児

童」とする。)

第11条第4号ウ中「国民年金法」の次に「(昭和34年法律第141号)」を加える。

第13条第5号イ中「若しくは」を「又は」に改める。

第14条第10号イ中「係る」の次に「児童手当又は特例給付の支給(」を加え、「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に、「含む。以下同じ」を「含む」に改め、「支給」の次に「をいう。以下同じ。)」を加え、同条第11号に次のように加える。

カ 納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第15条第3号に次のように加える。

エ 公的給付支給等口座登録簿関係情報

第17条第1号に次のように加える。

カ 納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第18条第2号エ中「児童手当法第8条第1項の」を削り、同条第8号の2オ中「児童手当法第8条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)」及び「(同法附則第2条第1項の給付をいう。)」を削る。

第21条第1号に次のように加える。

カ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第21条第4号に次のように加える。

カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第21条第5号に次のように加える。

カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第25条第4号に次のように加える。

カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第26条第1号に次のように加える。

シ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第26条第2号に次のように加える。

コ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座

登録簿関係情報

第26条第3号に次のように加える。

コ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座

登録簿関係情報

第27条第1号キ及び第2号キ中「児童手当法第8条第1項の」を削り、同条第4号中「若しくは健康診査」を「又は健康診査」に改め、同条第6号カ中「児童手当法第8条第1項の」を削り、同条第7号クを削り、同条第8号クを削る。

第28条第1号に次のように加える。

キ 受益者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第29条第1号中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改め、「（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削り、同号に次のように加える。

オ 当該請求に係る一般受給資格者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第29条第2号中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改め、同号に次のように加える。

オ 当該届出に係る一般受給資格者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第30条に次の1号を加える。

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収に関する事務 当該

保険料の徴収に係る被保険者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第31条第5号イ中「若しくは」を「又は」に改める。

第32条第17号に次のように加える。

ク 当該保険料の徴収に係る被保険者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第33条第2号中「及び第4号」を「、第2号及び第4号」に改める。

第35条第5号の5に次のように加える。

セ 当該支給に係る障害者又は当該支給に係る障害児の保護者に係る公的給付支給等口座

登録簿関係情報

第35条第6号に次のように加える。

コ 当該事業の申請を行う障害者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第35条の2第1号ア中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「この号から第4号まで」を「この条」に改め、「（当該教育・保育給付認定子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を除く。）」を削り、同号ウからカまでの規定中「（当該教育・保育給付

認定子どもと同一の世帯に属する者を除く。）」を削り、同号キを削り、同号ク中「（当該教育・保育給付認定子どもの扶養義務者を除く。）」を削り、同号中クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、同号に次のように加える。

シ 第9条第4号の2コに定める情報（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは「当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども」とする。）

第35条の2第5号ア中「この号から第9号まで」を「この条」に改め、「（当該施設等利用給付認定子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を除く。）」を削り、同号ウからオまで及びキ中「（当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者を除く。）」を削り、同号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、スをシとし、同号に次のように加える。

ス 第9条第4号の2コに定める情報（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは「当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども」とする。）

第35条の2第10号を次のように改める。

(10) 子ども・子育て支援法第30条の11第1項の子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 第5号（スを除く。）に定める情報

イ 当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者（子ども・子育て支援法第59条第4号に掲げる事業の対象となる小学校就学前子どもの保護者に限る。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第35条の2に次の2号を加える。

(11) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第3号ロに定めるものに限る。） 次に掲げる情報

ア 第5号（スを除く。）に定める情報

イ 前号イに掲げる情報

(12) 子ども・子育て支援法第59条第4号に掲げる事業に関する事務 次に掲げる情報

ア 第5号（スを除く。）に定める情報

イ 子ども・子育て支援法第59条第4号に掲げる事業の対象となる小学校就学前子どもの保護者と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者（子ども・子育て支援法第30条の5第3項の施設等利用給付認定保護者に限る。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条第5号イ中「若しくは」を「又は」に改める。

第36条の2中「28の2項」を「28の2の項」に改め、同条第1号に次のように加える。

ス 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る
公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の2第2号に次のように加える。

ス 当該届出に係る障害児、当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る
公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の3第1号に次のように加える。

ソ 当該支給制限に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の3第3号に次のように加える。

ソ 当該返還に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の4第1号に次のように加える。

キ 当該算定に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の4第3号に次のように加える。

コ 当該返還に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の5中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条第2項の規定による医療費の助成に関する事務
当該助成を受けた者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の6中「28の6の項」を「29の項」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条
第3号ク中「児童手当法第8条第1項の」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号ク中「児
童手当法第8条第1項の」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大和市小児医療費助成条例第5条第2項の規定による医療費の助成に関する事務 当該助
成を受けた小児と同一の国民健康保険法による世帯に属する同法第5条、第116条又は第
116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第37条を削る。

第38条第6号中「若しくは」を「又は」に改め、同条を第37条とし、第3章中同条の次に
次の1条を加える。

(重複規定の調整)

第38条 本章各条に規定する規則で定める情報（以下この条において「市規則規定情報」とい
う。）が、別表第二の主務省令において同章各条に規定する規則で定める事務に相当する事務
に係る提供可能な特定個人情報として規定されている情報と重複するときは、当該重複する部

分の情報は、条例及びこの章の規定にかかわらず、市規則規定情報から除くものとする。

第40条第5号イ及び第45条第5号イ中「若しくは」を「又は」に改める。

第2条 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

本則中「大和市小児医療費助成条例」を「大和市子ども医療費助成条例」に改める。

第36条の6各号中「小児」を「子ども」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（次号に掲げる規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第27条第7号ク及び第8号クを削る改正規定並びに同規則第35条の2第1号アの改正規定（「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める部分に限る。） 令和5年4月1日
- (3) 第2条の規定 令和5年8月1日